Tamura
たむら お知らせ版

3.15号　No. 178　2014

●発行／福島県田村市（毎月 15 日発行）
●編集／市長公室　〒 963-4393 福島県田村市船引町船引字馬場川原 20 番地
☎0247-81-2117　F 0247-81-2522　✉ info@city.tamura.lg.jp
●印刷／ましこプリント（田村市常葉町）
たむら お知らせ版は再生紙を使用しています。

UD FONT by MORISAWA　見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

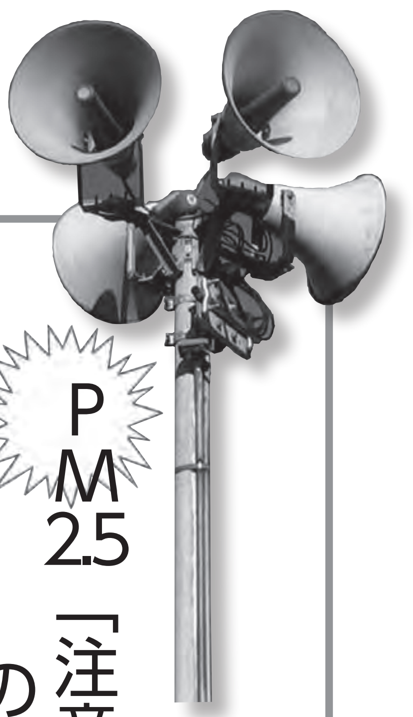

PM2.5「注意喚起」の情報提供

大気中のPM2.5（微小粒子状物質）の濃度は、県が常時測定していますが、県内いずれかの観測所で測定値が国の示した指針値を超える恐れがある場合に、「注意喚起」の情報提供を行います。
市では、県からの「注意喚起」の情報により、防災行政無線で、次の内容の放送を行います。

- 不要不急の外出は自粛を心掛けてください。
- 外出時にはマスクの着用に心掛けてください。
- 屋外での激しい運動の自粛を心掛けてください。
- 体の弱い方や病気の方、小児、高齢者の方は特に注意してください。

●注意喚起の基準（県内いずれかの観測所）
①午前5時から7時までの1時間値の平均値が1立方メートル当たり85マイクログラムを超過した場合
②午前5時から正午までの1時間値の平均値が1立方メートル当たり80マイクログラムを超過した場合

●「注意喚起」情報の継続期間
注意喚起情報は、原則として翌日の午前8時まで継続とし、解除の放送は行いません。
なお、翌日も基準を超過した場合には、再度放送します。

●測定値情報
県内各観測所の測定値は、福島県（水・大気環境課）のホームページ（下記）に掲載されています。

http://wwwcms.pref.fukushima.jp/

問市民部 生活環境課 ☎81-2272

よくある質問Q&A

Q. PM2.5（微小粒子状物質）とは、どのようなものですか？
A. 大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5マイクロメートル（1マイクロメートル＝1ミリメートルの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことです。さまざまな粒径のものが含まれており、地域や季節、気象条件などで組成も変動します。

Q. PM2.5（微小粒子状物質）は、どのようにして発生しますか？
A. 物の燃焼などで直接排出されるもの（一次生成）と、環境大気中での化学反応で生成されたもの（二次生成）があります。
一次生成粒子の発生源としては、ボイラーや焼却炉などばい煙を発生する施設、自動車、船舶、航空機などのほか、土壌、海洋、火山など自然由来のものや越境汚染による影響もあります。また家庭内でも、喫煙や調理、ストーブなどから発生します。
二次生成粒子は、火力発電所、工場・事業所、自動車、船舶、航空機、家庭などの燃料燃焼で排出される硫黄酸化物や窒素酸化物、燃料燃焼施設のほかに溶剤・塗料の使用時や石油取扱施設からの蒸発、森林などから排出される揮発性有機化合物などのガス状物質が、大気中で光やオゾンと反応して生成されます。

Q. どのような健康影響がありますか？
A. PM2.5（微小粒子状物質）は粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの30分の1）ため、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。

Q. 季節によってPM2.5濃度は変動しますか？
A. 例年、冬季から春季にかけてはPM2.5濃度の変動が大きく、上昇する傾向がみられ、夏季から秋季にかけては比較的安定した濃度が観測されています。

Q. 「屋外での長時間の激しい運動」とは、どのような運動を指しているのですか？
A. 一概に明示することは困難ですが、マラソン大会のように呼吸器系への過度の負担が長時間続くような運動が想定されます。運動会などの屋外活動は、長時間の激しい運動には当たらないと考えられます。

各施設の催し・募集など
Event & News

子ども　子育て支援センター　☎82-1510（F兼用）

ひまわりひろば
●日時　4月9日（水）　午前10時30分
●内容　親子遊び、手遊び、製作、絵本の読み聞かせ　など
●対象　0歳～6歳児

子ども　船引児童館　☎82-0690（F兼用）

ともだちつくろう
●日時　4月10日（木）　午前10時30分
●内容　歌、手遊び、親子遊び、絵本の読み聞かせ　など

犬の飼い主の皆さんへ

26年度から狂犬病予防注射料金が改定されます
4月1日から消費税増税に併せて、狂犬病予防注射の料金が変わります。
従来は一頭当たり2,550円でしたが、2,650円になります。
詳しくは、お問い合わせください。
問公益財団法人 福島県獣医師会
☎024-522-3921

狂犬病予防注射を受けさせましょう
狂犬病は人が感染すると、ほぼ100％死に至る恐ろしい病気です。
市では毎年、4～6月にかけて集合注射を行っています。予防注射は義務ですので、必ず受けさせましょう。
問市民部 生活環境課 ☎81-2272

都路診療所からのお知らせ

4月から、毎週火曜日の午後は休診となります。診察やお薬など早めの対応をお願いします。
なお、都路歯科診療所は、通常どおり診療を行います。

問都路診療所 ☎75-2003

船引らくらくタクシーの料金改定

皆さんに広くご利用されている船引らくらくタクシーは、長引く不況や震災の影響を考慮し、料金を変えずに運行してきました。このたび、諸費用の高騰や消費税増税で運営が厳しくなるため、4月から料金を値上げします。
全区間で100円の値上げになりますので、ご理解とご協力をお願いします。

問産業部 商工観光課 ☎81-2136

さくらの里クリーンアップ作戦

さくら湖流域協働ネットワークでは、さくら湖、大滝根川周辺に来ていただいた方に快適に桜を見ていただけるようクリーンアップ作戦を行います。

「さくら湖流域協働ネットワーク」とは？
さくら湖流域の豊かな自然や文化、観光資源などを活かし、バランスの取れた流域圏の発展を目指して作成された「さくら湖水源地域ビジョン」を実践していくための組織です。

●日時　4月5日（土）　午前9時～11時
（受付…午前8時30分～）
※清掃活動終了後、午前11時以降に自由参加で、三春ダム見学を行います。
●清掃場所・集合場所
①田村市役所近辺の大滝根川沿い・田村市役所 駐車場
②三春ダム周辺（3コース）・三春ダム管理所 駐車場
●対象者　個人または団体（参加無料）
●応募方法　総務部企画課、各行政局地域振興課または各出張所に備え付けの申込書にご記入の上、下記へFAXまたは電話でお申し込みください。
●主催　さくら湖流域協働ネットワーク
問・申三春ダム管理所 管理係
「さくら湖流域協働ネットワーク」事務局
☎62-3145　F 62-3170

都路町商業施設「Domo（ど～も）」が2店舗同時にオープン！

都路町住民の帰還支援策の一つとして、4月6日（日）、古道地区と岩井沢地区の2カ所に商業施設「Domo（ど～も）」が開店します。「Domo（ど～も）」は都路町商工会員の小売店など6事業主らで運営され、生鮮食品をはじめ、お菓子や日用品など生活必需品を多数取りそろえた商業施設です。
オープン当日にはセレモニーを両店で行いますので、ぜひ都路町、田村市の復興後押しのため皆さんおそろいでお越しください。

●場所
古道店…都路町古道字遠下前87番地
（旧都路公民館跡地）
岩井沢店…都路町岩井沢字平蔵内3番地1
（国道288号線沿い、旧JA倉庫隣）

問産業部 商工観光課 ☎81-2136

募集　「復興支援員」募集

東日本大震災の甚大な被害により、被災地域の住民が長期間にわたり仮設住宅での生活を余儀なくされています。復興にあたっては、地域に根ざしたコミュニティ再構築に向けた人材面での支援が必要です。被災者の見守りやケア、地域おこし活動などに幅広く従事する復興支援員を市内外から募集します。

●募集人数　若干名

●対象者

①20歳以上で、心身とも健康な方
②普通自動車運転免許を有する方
③基本的なパソコンの操作（ワード・エクセルなど）ができる方
④地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
⑤住民と共にコミュニティ再構築に取り組み、地域を元気にする意欲のある方

●報酬　月額15万円程度

●面接日時・会場　申し込み受け付け時にお知らせします。

●募集期間

3月17日（月）～27日（木）

●申込方法　指定の応募用紙を記入の上、総務部企画課へ提出してください。応募用紙は、総務部企画課および各行政局地域振興課に備えています。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

問・申総務部 企画課 ☎81-2135
http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/5/

募集　26年度 国家公務員「国税専門官」採用試験

仙台国税局では、バイタリティーあふれる税務職員を募集しています。

●受験資格

①昭和59年4月2日～平成5年4月1日生まれの方
②平成5年4月2日以降生まれで次に該当する方
（1）大学を卒業した方および27年3月までに大学を卒業見込みの方
（2）人事院が上記（1）と同等の資格があると認める方

●第1次試験日　6月8日（日）

●受付期間

〈インターネット〉
4月1日（火）～14日（月）
〈郵送・持参〉
4月1日（火）～2日（水）

●申込方法

受験申し込みは原則インターネット申し込みです。郵送または持参用受験申込書の請求は、最寄りの税務署、仙台国税局人事第二課または人事院東北事務局で行ってください。

問仙台国税局 人事第二課
☎022-263-1111

募集　市臨時職員募集「保育士」

●勤務場所・募集人数

市内保育所　若干名

●応募資格

保育士の資格を有する方

●雇用期間　4月1日～9月30日

※雇用期間終了後も再雇用する場合があります。

●勤務時間　勤務場所の形態による

●賃金日額　7,500円

●その他　社会保険に加入していただきます。

●提出書類

①市指定の履歴書に6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの。市指定の履歴書は保健福祉部社会福祉課でお渡しします。
②保育士証の写し

●募集期間

3月17日（月）～25日（火）

問・申
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

募集　市臨時職員募集「児童厚生員」（パート）

●勤務場所・募集人数

三世代ふれあい交流館　1人

●応募資格

保育士、幼稚園・小学校教諭などの資格を有する方

●雇用期間　4月1日～9月30日

※雇用期間終了後も再雇用する場合があります。

●勤務時間　勤務場所の形態による

●賃金（時給）　960円

●提出書類

①市指定の履歴書に6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたもの。市指定の履歴書は保健福祉部社会福祉課でお渡しします。
②上記資格証の写し

●募集期間

3月17日（月）～25日（火）

問・申
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

納税　市納税貯蓄組合連合会都路町方部会の解散

市納税貯蓄組合連合会都路町方部会は、東日本大震災以降、活動を休止していましたが、このたび2月6日に行われた都路町方部会総会の議決で、3月31日をもって解散することとなりました。

問都路行政局 地域振興課
☎75-2111

募集　滝根観光振興公社 臨時・パート職員募集

●職種・募集人数

①あぶくま洞　若干名
・あぶくま洞内管理臨時職員
・レストハウス釜山売店臨時職員ならびにパート職員
・レストハウス釜山食堂臨時職員ならびにパート職員
②星の村ふれあい館　若干名
・食堂臨時職員
③天然水加工場　若干名
・注文受け付け発送臨時職員

●応募資格

59歳以下（26年4月1日現在）で、土・日曜日、祝日勤務できる方

●雇用期間

4月1日～27年3月31日

●勤務時間

①あぶくま洞
・あぶくま洞内管理臨時職員…季節により退勤時間に変動有
・レストハウス釜山売店・食堂臨時職員…季節により退勤時間に変動有
・レストハウス釜山売店・食堂パート職員…1日5時間以内
②星の村ふれあい館
・食堂臨時職員…早番・遅番有
③天然水加工場
・注文受け付け発送臨時職員…午前8時30分～午後5時30分

●賃金日額　市で定める額に準じる

●申込方法　3月25日（火）までに、市販の履歴書に6カ月以内に撮影した上半身の写真を貼り付けたものを持参してください。

問・申
あぶくま洞管理事務所 ☎78-2125

介護　要介護・要支援認定の更新申請

要介護・要支援認定期間が**4月30日で終了する方**は更新申請が必要です。更新申請は、認定有効期間終了日の60日前から申請できます。下記の窓口で更新申請してください。

●対象者

・介護保険サービスを利用している方
・介護保険施設に入所している方
・要介護3以上で、高齢者福祉事業を利用している方

●申請窓口　保健福祉部介護福祉課、各行政局市民課、各出張所

●その他　更新申請は居宅介護支援事業所や介護保険施設でも代行できます。詳しくは、各事業所に直接お問い合わせください。

問保健福祉部 介護福祉課☎82-1115

農業　病害虫防除水稲一斉防除事業の補助金交付

水稲の安定生産を図るため、ことしの作付けに使用する斑点米カメムシ類を防除できる粒剤を購入された方に補助金を交付します。

●対象

斑点米カメムシ類を防除できる粒剤（水稲育苗箱用殺虫殺菌剤で同時防除できるものも可）

●補助率　購入額の10％

●対象面積・数量

水稲生産目標面積相当数量まで（水稲育苗箱用殺虫殺菌剤で同時防除の場合10 a当たり1.5 kg）

●申請期間

7月1日（火）～31日（木）

●持参物

①領収書または購入証明書（購入者・領収月日・薬剤名・数量・金額が確認できるもの）
②申請人名義の振込先通帳　③印鑑

●その他　ＪＡたむらから購入された方は、ＪＡがまとめて申請しますので、手続きは不要です。

※25年度まで実施した水稲育苗箱用殺虫殺菌剤購入のみでは、補助対象になりません。

●申込方法　下記のいずれかの窓口でお申し込みください。

問・申
産業部 農林課 ☎81-2511
各行政局 産業建設課、各出張所

医療　3月1日以降の医療費一部負担金の免除

市国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者で、下記に該当する方は、医療機関などでの窓口負担（1～3割）の免除が9月30日まで延長されています。

●免除対象者

原発事故による警戒（避難指示）区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（H23.9.30解除）、特定避難勧奨地点（H24.12.14に解除された地点を含む）、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の住民の方（震災発生後、田村市に転入した方を含む）

●免除証明書

3月1日以降は、有効期限欄に「平成26年3月1日から平成26年9月30日まで」と表示されている免除証明書の提示が必要です。 なお、10月以降も引き続き一部負担金の免除に該当する方には、9月中に更新分の免除証明書を送付します。

問市民部 市民課 ☎82-1112

保健　街頭献血にご協力を！

一人でも多くの方が献血することで、尊い命が救われます。皆さんの善意と小さな勇気に支えられている献血にご協力をお願いします。

●日時　4月6日（日）
正午～午後5時

●会場　ふねひきパーク
食品館側駐車場

問保健福祉部 保健課 ☎81-2271

年金　過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます。国民年金は、所得が少ないときや失業などで保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分までが申請できるようになります。

●注意点

①2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に、障害年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
②申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

問郡山年金事務所
☎024-932-3434

年金　国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は来年の9月30日までとなっています。お早めにお申し込みください。

〈後納保険料の納付書の使用期限にご注意ください〉

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった方が、4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので下記までお問い合わせください。

問郡山年金事務所
☎024-932-3434

主な問い合わせ先

●田村市役所
〒963-4393
田村市船引町船引字馬場川原20番地
☎81-2111（代表）

●滝根行政局
〒963-3692
田村市滝根町神俣字関場118番地
地域振興課…☎78-2111
市 民 課…☎78-1202
産業建設課…☎78-1204

●大越行政局
〒963-4192
田村市大越町上大越字水神宮62番地1
地域振興課…☎79-2111
市 民 課…☎79-2112
産業建設課…☎79-2193

●都路行政局
〒963-4701
田村市都路町古道字本町33番地4
地域振興課…☎75-2111
市 民 課…☎75-2112
産業建設課…☎75-3550

●常葉行政局
〒963-4692
田村市常葉町常葉字町裏1番地
地域振興課…☎77-2111
市 民 課…☎77-2112
産業建設課…☎77-2371

●滝根公民館…☎78-2001
●大越公民館…☎79-2161
●都路公民館…☎75-2063
●常葉公民館…☎77-2013
●船引公民館…☎82-1133

防火　3月20日から4月19日は「山火事予防運動」

山火事は、ちょっとした不注意から発生します。一人一人が防火意識を高め、みんなで火の用心を心掛けましょう。

●山火事を予防する注意点

・風が強いときや空気が乾燥しているときは、火の取り扱いに十分注意する。
・たばこの吸いがらは携帯用灰皿などで持ち帰る。
・火遊びは絶対にしない、させない。

問郡山消防本部 予防課
☎024-923-8172

市立小・中学校ホームページのご案内

このたび、市内全ての小・中学校ホームページが閲覧できるようになりました。パソコンやスマートフォンを使用して、インターネット上で「市教育ポータルサイト」または「学校名」を検索すると、各学校で発信するさまざまな情報をご覧いただけます。

各記事に明記していないもの（共通事項）
●電話・来庁（来館）で申し込む　●費用（料金）は無料　●問い合わせ先は問　●申し込み先は申
●はがき・F（FAX）で申し込む場合は次の必要事項を記入「行事（教室）名・郵便番号・住所・氏名・電話番号」